

医療法人光風会 光南病院 面会規程

2026年6月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、医療法人光風会光南病院における入院患者への面会について、必要な事項を定め、入院患者に精神的な安定、治療意欲や身体機能の向上、また患者及び院内の安全を確保することを目的とする。

(基本方針)

- 第2条 病院は、感染対策その他正当な理由がない限り、入院患者に対する※家族・親族(近親者、身の周りのお世話をする方を含む)による面会を不当に制限しない。※以下、家族等とする
- 2 面会制限を行う場合においても、患者の心身への影響や家族等との交流機会に十分配慮し、必要最小限の範囲とする。
 - 3 面会に関する運用については、感染状況や医療提供体制等を踏まえ、定期的に見直しを行う。

(面会時間)

- 第3条 毎日15時00分～19時00分までとし、面会時間を原則30分までとする。
- 2 診療、看護ケアその他の事情により、病棟スタッフの判断で面会時間を調整することがある。
 - 3 病状説明、終末期対応その他病院が必要と認める場合は、この限りではない。

(面会場所)

第4条 入院患者の病室内(多床室ではベッドサイド)又はロビーとする。

(面会人数)

- 第5条 原則1回の面会につき、家族等2名までとする。
- 2 入院患者の担当医師、病棟所属長等が相当と認めるときはこの限りではない。

(面会受付)

第6条 面会者は、入院病棟ナースステーション前に設置した面会者名簿の様式に従い記載してから入院病室に入る。

(面会の条件)

- 第7条 面会者は不織布マスクを装着し、病室への入室前後に手指衛生(手指消毒、または手洗い)を行う。
- 2 面会者は発熱や感染症を疑う症状(咳嗽、咽頭痛、全身倦怠感、嘔気・嘔吐、下痢等)がないこと。
 - 3 面会者は原則小学生以上とする。

(面会中の禁止事項)

第8条 面会中は次の行為を禁止する。

- (1) 病棟内での飲食。ただし、面会者が差し入れた食べ物を入院患者が飲食することは看護師に確認した上で可能とする。
 - (2) 大声での会話や他患者の迷惑となる行為。
 - (3) 無断での病室移動や他患者の病室への立ち入り。
 - (4) 他患者等への無断の写真撮影、音声録音および SNS 等への投稿。
 - (5) 医療機器への接触や操作。
 - (6) 病院職員の指示に従わない行為。
- 2 病院は、面会者が規程に違反、またはそのおそれがあると認めたときは、直ちにその面会を中止させることができる。

(面会の制限)

第9条 入院患者が感染症を発症、または発症者と同室であった場合。

- 2 入院患者の入院病棟で感染症の集団発生が起きた場合。
- 3 周辺地域における新興感染症等の発生状況により、病院が面会制限の必要性を判断した場合。
- 4 面会制限を行う場合は、患者及び家族等へ可能な限り理由を説明する。
- 5 面会制限中であっても、オンライン面会等の代替手段の活用に努める。

(周知方法)

第10条 本規程は以下の方法によって患者、家族等面会者に周知を行う。

- (1) 入院時の説明
- (2) 院内掲示
- (3) 病院ホームページ掲載

(規程の見直し)

第11条 本規程は、病院運営の状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。また、本規程の改定は、関係部署の意見を踏まえたうえで感染対策委員会と病院管理者の承認を得て決定する。

附則

この規程は、2026年7月1日から施行する。